

# 米国税務最新動向

## 2017年12月

アーンスト・アンド・ヤングLLP パートナー  
野本 誠

### 「減税・雇用法」成立

米国税制改正法案「減税雇用法 (Tax Cuts and Jobs Act)」が連邦議会上下両院で可決され、12月22日、トランプ大統領の署名により成立しました。

主な改正のポイントは、以下の通りとなります。

### 事業者関連：

	現行	改正後
法人税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>15%、25%、34%、35%の累進税率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年から一律21%</li> <li>ただし、12月決算以外の場合は旧税率と新税率の混合適用となる</li> <li>3月決算の場合、2018年3月期は30.80%～31.55%になることが多い</li> </ul>
設備投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備投資費用は減価償却（50%のボーナス減価償却制度あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017年9月28日以降2022年12月31日までに取得・使用開始された特定の有形固定資産の一括償却を認める</li> <li>2023年以降は2027年まで徐々に恩典減額</li> </ul>
欠損金	<ul style="list-style-type: none"> <li>繰戻2年、繰越20年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年1月1日以降に終了する課税年度に発生する欠損金の繰越期限廃止、繰戻廃止</li> <li>2018年1月1日以降に開始する課税年度に発生する繰越欠損金による相殺は当期課税所得の80%まで</li> </ul>
支払利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払利息は原則損金算入可（各種制限あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存のアーニングス・ストリップング規定（163(j））は撤廃</li> <li>調整後課税所得の30%を超えるネット支払利息の損金算入制限制度を導入（新163(j））</li> </ul>
優遇税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>R&amp;D税額控除、国内生産活動控除（199条）等</li> <li>石油業界等、業界特有の優遇税制あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R&amp;D税額控除は継続</li> <li>国内生産活動控除を2018年から廃止</li> <li>勤労機会税額控除（WOTC）を継続</li> <li>一部優遇税制を撤廃・縮小</li> </ul>
法人代替ミニマム税（AMT）	<ul style="list-style-type: none"> <li>優遇税制等を排除して再計算した所得に一律20%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年より廃止</li> <li>過去に支払ったAMTに関する税額控除繰越額を2021年までに段階的に還付</li> </ul>
収益認識のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計上の規則に拘らず、税務上のルールによる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の例外を除き、会計上の収益認識よりも税務上の収益認識を遅らせることを禁止</li> </ul>
内国法人間配当	<ul style="list-style-type: none"> <li>持分20%未満：70%</li> <li>持分20%以上、80%未満：80%</li> <li>持分80%以上：100%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持分20%未満：50%</li> <li>持分20%以上、80%未満：65%</li> <li>持分80%以上：100%</li> </ul>

国際関連：

	現行	改正後
国外関連者への支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期・定額所得への源泉税課税のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多国籍企業グループに「Base Erosion Minimum Tax」を課税</li> </ul>
パートナーシップ持分の売却益の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年7月の判例により、米国で事業活動を行っているパートナーシップの持分を外国人パートナーが売却した際の売却益は、米国で非課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国で事業活動を行っているパートナーシップの持分を外国人パートナーが売却した際の売却益は、パートナーシップが保有する資産の持分を売却したものとして取り扱われ、米国で課税の対象となる</li> <li>外国人パートナーによるパートナーシップ持分の譲渡に際し、譲渡価格の10%の源泉徴収を義務付け</li> </ul>
外国子会社からの配当	<ul style="list-style-type: none"> <li>全世界課税・外国税額控除制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国法人が10パーセント以上を保有する外国子会社からの配当を100%益金不算入</li> <li>CFC(米国居住者が50%超を保有する外国法人)から受領するハイブリッド配当を除く</li> <li>配当に課せられる源泉税等の外国税金は税額控除も所得控除も不可</li> </ul>
既存の海外留保所得の課税		<ul style="list-style-type: none"> <li>外国子会社(CFCおよび米国法人が10%以上を保有している外国法人)の未配当原資産累積額(2017年11月2日または2017年12月31日の時点どちらか大きな額)に15.5%(現金等価物として保有している部分)もしくは8%(事業資産に再投資されている部分)で一括課税</li> <li>8年間の分割納付可能</li> <li>外国税額控除に関する制限あり(外国税額のうち非課税部分に対応する額は否認)</li> </ul>
外国子会社の超過収益への課税		<ul style="list-style-type: none"> <li>CFCのグローバル無形資産低税率所得(GILTI)に対して米国株主側で当期課税</li> <li>国外で稼得された無形資産所得(FDI)に軽減税率を適用</li> <li>無形資産のインバウンド譲渡を非課税化</li> </ul>

個人関連(原則として2025年までの時限立法):

	現行	改正後
個人所得税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10%、12%、22%、24%、32%、35%、37% (インフレ調整あり)</li> </ul>
キャピタル・ゲイン税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高20%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高20%を維持</li> </ul>
人的控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>4,050ドル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>撤廃</li> </ul>
標準控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>6,300ドル(夫婦合算申告の場合は12,600ドル)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12,000ドル(夫婦合算申の場合は24,000ドル)</li> </ul>
項目別控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準控除に代えて各種項目別控除可(州税、医療費、住宅ローン金利、慈善寄附金等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>州税の控除上限は10,000ドル</li> <li>住宅ローン金利控除は元本750,000ドルまで</li> <li>慈善寄附金控除は従来通り</li> </ul>
子女税額控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>子女一人あたり1,000ドル</li> <li>世帯所得110,000ドル超の場合は通減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子女一人あたり\$2,000</li> <li>1,400ドルまで還付可</li> <li>世帯所得400,000ドル超の場合は通減</li> </ul>
代替ミニマム税	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替ミニマム所得55,400ドル(夫婦合算申告の場合は86,200ドル)まで免税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替ミニマム所得70,300ドル(夫婦合算申告の場合は109,400ドル)まで免税</li> </ul>
パススルー事業体所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>持分所得を個人所得税率もしくはキャピタル・ゲイン税率で課税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格所得の20%を控除</li> <li>パススルー事業の人件費に基づく控除額の制限あり</li> <li>特定サービス所得は対象外(所得が一定以上の場合)</li> </ul>

日税連が賀詞交換会を開催

日本税理士連合会は、1月11日、都内で恒例の賀詞交換会を開催した。

当日は政官界などから来賓多数が来場。挨拶に立った神津信一会長(写真)は、与党の平成30年度税制改正大綱で事業承継税制の大幅な要件緩和等が盛り込まれたことに触れて「一昨年、視察に訪れたドイツで、現地の事業承継税制の手厚さを知り、わが国においても同様の施策の必要性を訴えてきたが、来年度改正で一定の成果がもたされることになった。新制度に“魂を入れる”べく積極的に活用していきたい」と期待を込めて語った。



## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EY メンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180921

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 税理士法人及び他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)